

第 3 章
具体的施策

基本目標Ⅰ 人権の尊重

課題1 性による差別と人権侵害のない社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。男女は平等であり、基本的人権は守られなければなりません。

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）（P10 参照）や DV（配偶者等からの暴力）（P8 参照）等は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。

こうした人間としての尊厳を損なう暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発、相談体制等に積極的に取り組み、人権侵害のない環境づくりを進めていきます。

また、近年の情報化社会の進展の中で、メディアによってもたらされる情報の影響は大きいものです。その中には、性のみを強調する等、人権への配慮を欠くものもみられ、改善が求められています。そこで、人権を尊重するという意識が市民に定着するように取り組んでいくとともに、男女共同参画の視点による制度の見直しを進めていく必要があります。

施策の方向① 人権侵害のない環境の育成

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
1	＜人権尊重についての広報・啓発＞ 人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。	○	○	○	○	○	○	○	社会福祉課
2	＜DVは人権侵害であることの啓発の推進＞ DV 啓発パンフレットの配布、「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を広報、ホームページ等により行います。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
3	＜セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進＞ セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布の他、相談窓口の周知を行います。また、市職員、教育関係者に研修を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター 商工振興課 学校教育課 人事課
4	＜児童虐待・DV防止への啓発＞ ポスターやパンフレットの配布の他、子育て支援相談等により、児童虐待およびDV防止の啓発を行います。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
1	男女共同参画の視点を含んだ人権啓発機会の提供回数	年2回
2	DV防止に向けた啓発回数	年3回
3	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発機会の提供回数 (男女共同参画センター・商工振興課)	年2回
	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修等の啓発機会提供回数 (人事課・学校教育課)	年1回

施策の方向② メディアのあり方や制度・慣行の見直し

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
5	＜メディア・リテラシー（※）（読み解く力）向上のための学習機会の提供と意識啓発の推進＞ メディアを読み解く力について学習する講座等を開催します。		○		○		○		公民館
6	＜市で発行する広報印刷物における男女共同参画からのガイドラインの策定＞ 男女共同参画の視点に配慮した広報・ポスター・パンフレット等の作成について、ガイドラインを策定します。	△	○	○	○	○	○	○	広報課
7	＜性の商品化を防ぐための啓発＞ 性の商品化を防ぐため、有害ビラや看板の撤去等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	青少年センター
8	＜有害図書等の排除の啓発＞ 有害図書審議会において、性のみを強調し、暴力やDVを容認するような図書を有害図書として指定し、その排除についての協力を書店等に求めています。	○	○	○	○	○	○	○	青少年課
9	＜男女共同参画の視点による制度・慣行の見直し＞ 男女共同参画の視点より、市が実施している制度・慣行について点検・見直しを図ります。また、市内で行われている制度・慣行について情報収集を行い、検討していきます。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

◆指標

事業No.	項目	目標数値
5	男女共同参画に関連するメディア・リテラシーについての講座の開催	隔年実施

（※）メディア・リテラシー(media literacy)

情報があふれる現代社会でテレビや新聞雑誌、コンピュータなどあらゆる情報について、それらを受動的に吸収するのではなく、商業主義との関連性や人権擁護なども含めて、批判的視点を持って、能動的に情報を読み解く能力を意味します。

施策の方向③ 女性と男性に生じる暴力の防止と対応

○は実施 △は検討

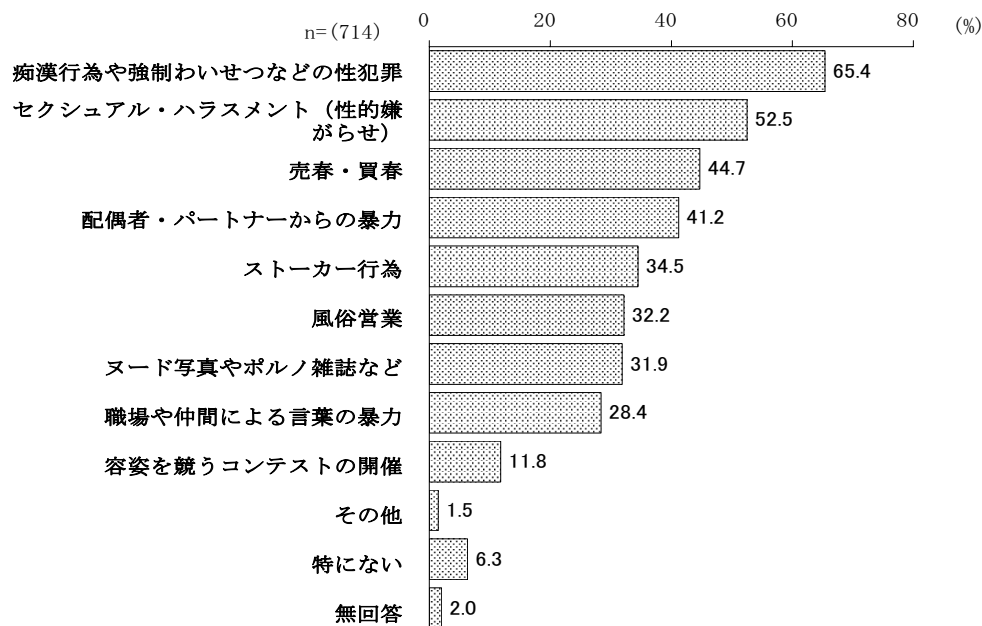
事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
10	＜DV防止法に基づく基本計画の策定＞ DV防止法改正に伴い、市町村における基本計画の策定が努力義務となったことから、計画策定について検討、実施します。	△	△	△	○	○	○	○	男女共同参画センター
11	＜女性の生き方相談の周知＞ 女性の生き方相談事業についての周知・啓発を行います。また、関係機関との連携を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
12	＜民生・児童委員及び警察と連携した取り組み＞ 民生・児童委員、警察等の関係機関との連携を密にし、民生・児童委員へのDVについての研修を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課 社会福祉課

13	＜セクシュアル・ハラスメントに関する相談の実施＞ 市職員のセクシュアル・ハラスメントについての相談に対応します。	○	○	○	○	○	○	○	人事課
14	＜緊急保護を求めるDV被害者等への支援＞ 関係機関との連携を取り、被害者に適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター 子育て支援課
15	＜DVに関する相談窓口の周知＞ 県の配偶者暴力相談支援センター等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
16	＜各種相談員に対するDV等についての研修の実施＞ DV研修等、男女共同参画に関する研修を行い、多様化する相談内容に適切に対応します。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課 青少年センター

◆指標

事業No.	項目	目標数値
11	女性の生き方相談事業についてのチラシ配布等、事業周知回数	年3回
15	DV相談窓口の周知回数	年3回
16	相談員のDV研修等実施回数	年1回

【図6】女性の人権が侵害されていると感じること（複数回答）



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成18年度）

女性の人権が侵害されていると感じることは、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」（65.4%）が6割台半ばで最も高く、続いて「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」（52.5%）が5割を超えて高い。また、「売春・買春」（44.7%）と「配偶者・パートナーからの暴力」（41.2%）も4割を超え比較的高くなっています。

課題2 生涯にわたる男女平等教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、小さい頃からの教育や学習と深い関わりを持っています。就学前においては、女の子も男の子も等しく個性を持つ自立した人間として育てることが大切です。

学校教育においては、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うとともに、教師自身も無意識に子どもたちを性別で差別することがないように配慮しなければなりません。

地域、職場等においても、男女平等の視点に立った社会教育事業や生涯学習等を推進していく必要があります。

施策の方向① 就学前における男女平等教育の推進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度								担当課
		20	21	22	23	24	25	26		
17	<保育所・幼稚園・こども園における男女平等な保育・教育の推進> 乳幼児の保育や指導において、男女平等の視点に配慮したカリキュラムを行っているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課
18	<保育・幼児教育関係者の男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施> 保育所・幼稚園・こども園職員に対して、男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課
19	<父親の子育て参画を意識した情報提供> 保育所・幼稚園・こども園の事業実施において、父親の子育て参画を促す情報を提供します。	○	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
18	男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施回数	年1回

施策の方向② 学校における男女平等教育の推進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度								担当課
		20	21	22	23	24	25	26		
20	<男女平等の視点を盛り込んだ人権尊重教育の推進> 人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	指導課
21	<男女平等の視点に立った教育相談、適応指導教室の推進> 教育相談、適応指導教室を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個に応じた相談、指導を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	総合教育センター
22	<男女平等の視点に立った進路指導の実施> 進路指導を行う上で、生徒や保護者に対し、男女平等の視点に配慮し、個に応じた指導を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	指導課

23	＜男女平等の視点に立った職場体験学習の実施＞ 職場体験学習を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個に応じた職場体験学習に取り組めるようにします。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
24	＜校務分掌等における固定的性別役割分担の解消＞ 性別にとらわれず、適材適所、能力開発の視点により教員の職務分担を行います。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
25	＜校長、教頭、指導主事への登用のための機会均等化の促進＞ 校長、教頭等への登用につながる学校経営研修会への参加を促進します。	○	○	○	○	○	○	○	学校教育課
26	＜学校における男女混合名簿の推進＞ 男女平等の視点から、学校において男女別に分けない名簿の使用を検討し、実施を行います。	○	○	○	○	○	○	○	学校教育課
27	＜教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施＞ 教職員に対し、男女共同参画に関する研修等を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
28	＜児童・生徒の発達段階に沿った人権尊重視点からの性教育の推進＞ 男女の身体の違いや生命を産み育てる両性のあり方等、男女生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
29	＜父親の参加しやすい保護者参観等の実施＞ より多くの父親が参加できるよう、日程や懇談会の内容等に配慮した取り組みを行います。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
30	＜懇談会等における保護者への男女平等に関する認識の働きかけ＞ 懇談会等において、男女平等や男女共同参画に関心を持ち、参考になるような資料提供等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	指導課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
27	教職員に対する男女共同参画に関する研修等実施回数	年1回

施策の方向③ 家庭・地域・職場における男女平等教育・学習の推進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
31	<事業所に対する男女共同参画に関する研修等の支援> 商工会議所及び事業所が男女共同参画に関する研修等を実施する際に協力、支援等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課
32	<男女共同参画に関する講座等の開催> 男女共同参画に関する講座や男女共同参画の視点を持った講座を開催します。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
33	<男女平等の視点に立った幼児家庭教育学級の実施> 幼児家庭教育学級の実施について、男女平等や男女共同参画の視点に配慮し、日程や内容等の検討を行います。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
34	<男女平等の視点に立った家庭教育学級の実施> 家庭教育学級の実施について、男女平等や男女共同参画の視点に配慮し、日程や内容等の検討を行います。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
35	<だれもが参加しやすい日時・場所・保育等に配慮した講座づくり> 講座の実施について、だれもが参加できるよう日時・場所・保育等に配慮します。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
36	<子ども会活動における男女共同参画の促進> 子ども会活動の運営において、父親の参画も視野に入れた活動となるよう支援します。	○	○	○	○	○	○	○	青少年課
37	<女性のエンパワーメント(※)のための支援> 公民館利用団体に対して、女性のエンパワーメントにつながる学習や情報の提供等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	公民館

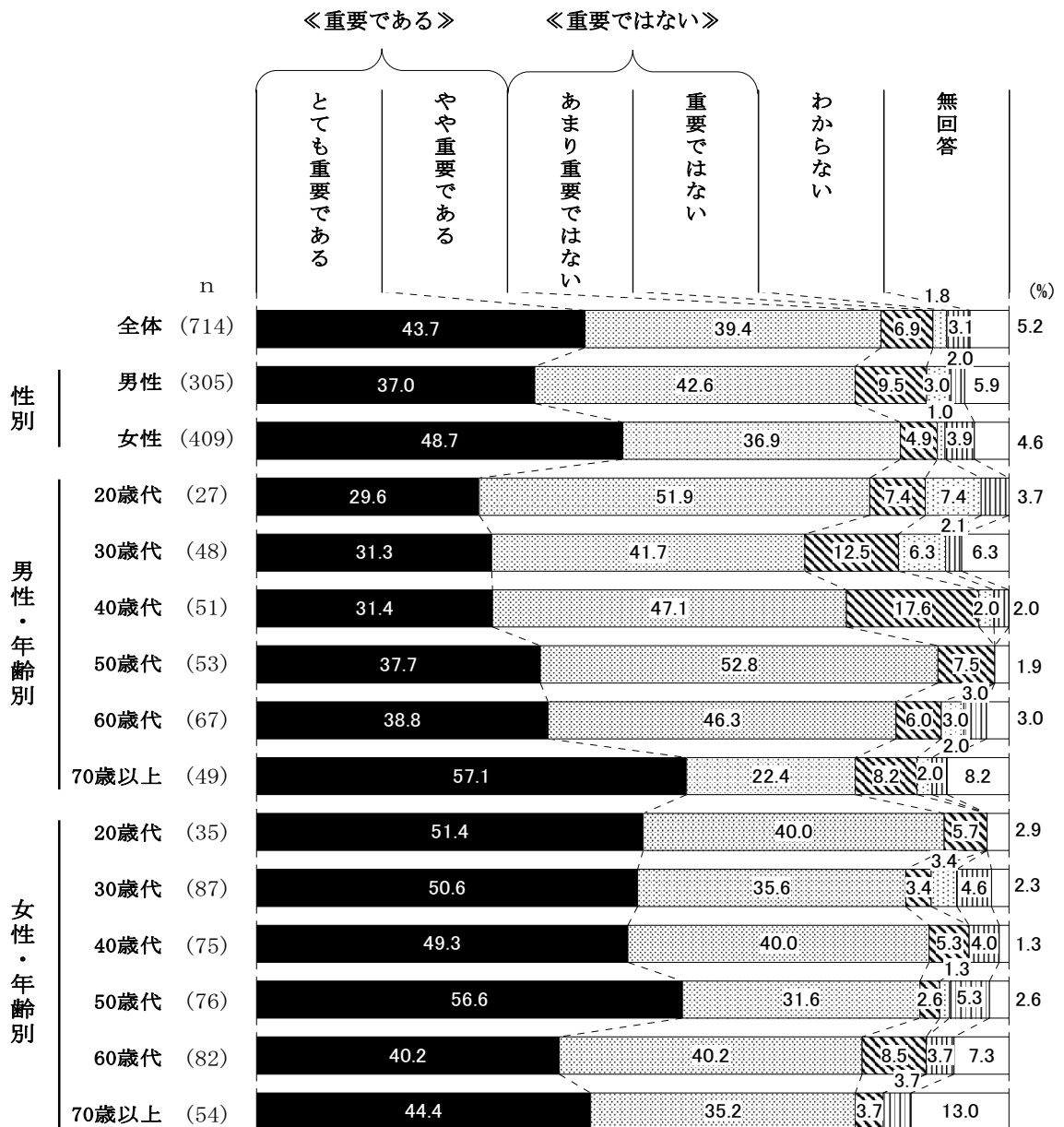
◆指標

事業No.	項目	目標数値
31	事業所等の男女共同参画に関する研修等協力回数	年1回
32	男女共同参画に関する講座実施回数	年1回
33	幼児家庭教育学級における男性参加人数	5%
34	P T A家庭教育学級における男性参加人数	5%
37	女性のエンパワーメントにつながる情報提供回数	年5回

(※)女性のエンパワーメント(empower of women)

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在となり、力を発揮し、行動していくことを指しています。

【図7】男女平等や性について学校教育・社会教育を行うことについて（性別／性・年齢別）



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成18年度）

性別で見ると、女性の「とても重要である」は男性よりも11ポイント以上高くなっています。
 性・年齢別で見ると、「とても重要である」は男性の20～40歳代で低く3割程度となっています。一方、女性は20～50歳代で5割前後と高くなっています。

課題3 男女平等の意識づくり

「男女共同参画社会基本法」や「男女雇用機会均等法」の改正等の法整備により、男女平等に向けての条件整備は進んでいます。しかし、平成18年度に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」において男女平等感を聞いたところ、社会通念や慣習、職場、政治の場において、男性が優遇されていると考える人が約7割という結果が出ていることから、なお一層の男女平等意識づくりを進める必要があります。

男女平等の意識づくりを進めていくためには、日々の暮らしやあらゆる場面において「社会的性別（ジェンダー）（※）の視点」を養うことが大切です。

社会的性別の視点とは、社会的性別が性差別、性別による固定的な役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうというものです。

そこで、広報や講座の開催、情報提供、学習機会を通して社会的性別の視点を養い、男女平等の意識づくりを進める必要があります。

（※） 社会的性別（ジェンダー gender）

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス/SEX）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

施策の方向① 男女平等推進のための意識啓発

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
38	＜男女共同参画社会づくりのための情報紙の発行＞ 市民との協働により情報紙を発行し、広く市民の手に届くよう配布します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
39	＜男女共同参画週間における講演会等の実施＞ 毎年6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせ、講演会等を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
40	＜広報、ホームページ等メディアの活用による啓発＞ 男女共同参画センターで行っているイベントや施策について、広報、ホームページに掲載します。また、広報にコラムを掲載します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
41	＜男女共同参画社会づくりのためのパンフレット等の発行＞ 男女共同参画に関するパンフレット等を作成、発行します。		○			○			男女共同参画センター
42	＜市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施＞ 市職員（管理職を含む）を対象に男女共同参画に関する研修を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	人事課
43	＜民生・児童委員に対する男女共同参画に関する研修の推進＞ 市民生活に直結している民生・児童委員を対象とする男女共同参画に関する研修を推進します。	○			○			○	社会福祉課
44	＜男女共同参画についての庁内啓発＞ 市職員が使用する庁内LANに男女共同参画に関する情報を掲示し、啓発を行います。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

45	＜男女共同参画に関する配布物の提供＞ 講座やイベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置、提供します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
46	＜男女共同参画に関する講座、イベントの開催＞ 男女共同参画に関する講座やイベントを開催します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
47	＜男女共同参画に関する出前講座の実施＞ 市民からの依頼による出前講座を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

◆指標

事業No.	項目	目標数値
38	情報紙の発行回数、部数	年3回 1回発行につき16,000部
39	男女共同参画週間に合わせた講演会等の実施	年1回
40	ホームページによる啓発	年10回
41	男女共同参画に関するパンフレット等の発行	3年に1度
42	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回
44	市職員への啓発回数	年3回

施策の方向② 男女平等推進のための情報収集と調査研究

○は実施 △は検討

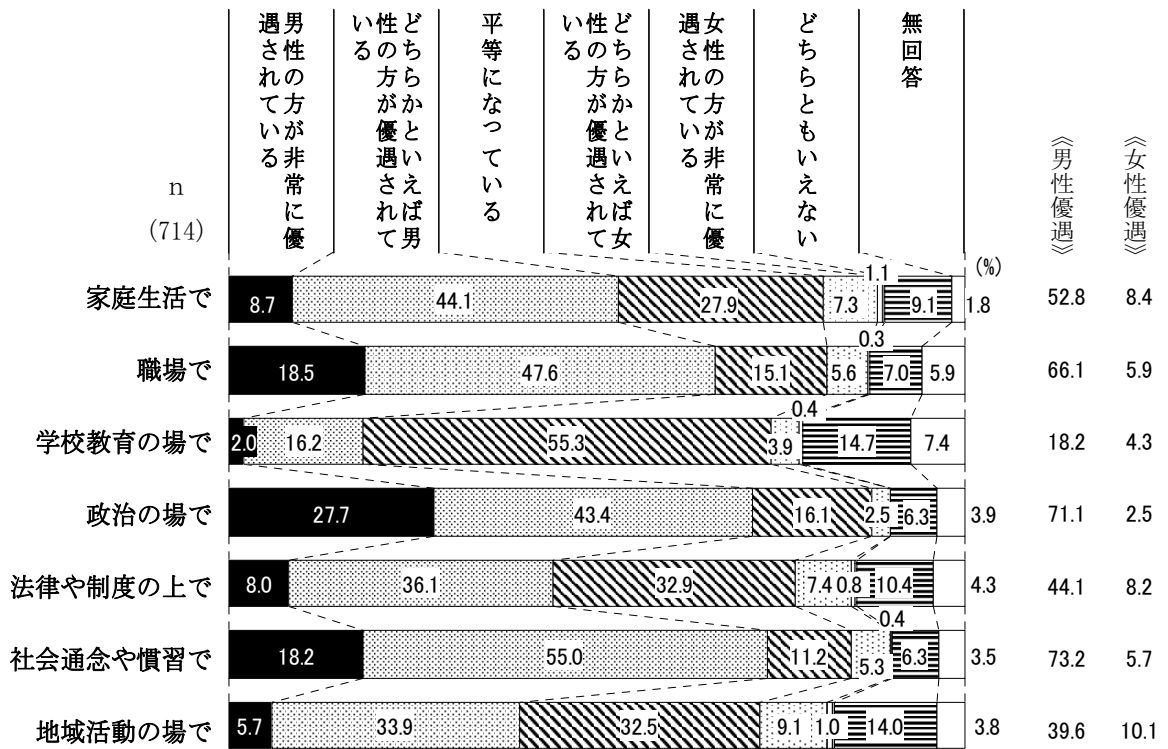
事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
48	＜ビデオテープやDVD等のメディアの整備・活用＞ 男女共同参画に関するビデオテープやDVD等の整備と活用を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	総合教育センター
49	＜パソコンの増設による男女共同参画に関する情報の提供＞ 市民向けのパソコンを増設することにより、男女共同参画に関する情報収集や、書類作成等の支援を強化します。		○						男女共同参画センター
50	＜男女共同参画関係図書の整備＞ 男女共同参画に関する図書を整備します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター 図書館
51	＜男女共同参画に関する情報の収集と提供＞ 国・県及び他の地方公共団体・民間団体発行の資料の他、男女共同参画に関する資料を整備、提供します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
52	＜市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施＞ 市職員の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に職員意識調査を実施します。	○		○		○		○	男女共同参画センター
53	＜市民の男女共同参画に関する意識調査の実施＞ 市民の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、市民意識調査を実施します。			○				○	男女共同参画センター

◆指標

事業No.	項目	目標数値
49	パソコン利用者人数	年間500人
50	男女共同参画センター内図書情報コーナーの図書蔵書数	1,000冊

52	市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	2年に1度
53	市民の男女共同参画に関する市民意識調査の実施	4年に1度

【図8】男女平等感について



(注) 《男性優遇》＝「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」
《女性優遇》＝「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」

習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成18年度)

男女の地位の平等感では、学校教育の場における平等感が高いものの、全ての項目で《男性優遇》が《女性優遇》を大きく上回っています。特に《男性優遇》の比率が高いのは「社会通念や慣習で」(73.2%)と「政治の場で」(71.1%)で7割を超えています。次いで「職場で」(66.1%)、「家庭生活で」(52.8%)、「法律や制度の上で」(44.1%)の順となっています。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動

課題1 政策・方針決定における女性の参画

男女共同参画社会（P8参照）を実現していくためには、社会のあらゆる分野に男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。特に方針や意思決定の場への女性の参画は、徐々に増える傾向にありますが、女性の参画を促す意識や環境はいまだ不十分です。暮らしやすいバランスのとれた社会をつくるためには、社会の構成員の半分以上を占める女性の意思があらゆる分野へ反映されることが大切です。そのためには、市政における女性の参画を促進するとともに、企業を始め、農業経営等に対する女性の参画を進める必要があります。

施策の方向① 市政における女性の参画促進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
54	＜審議会等への女性委員の登用の推進＞ 各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター 総務課
55	＜男女共同参画の視点を持った人材情報・人材リストの整備提供＞ 男女共同参画の視点を持った人材情報を整備し、活用します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
56	＜政治的関心を高めるための白ばらのつどいの開催＞ 講座運営等に女性の積極的に参加・参画を図り、政治的な関心を高めます。	○	○	○	○	○	○	○	選挙管理委員会
57	＜議会傍聴の促進＞ 市議会への関心を高めるため、広報習志野及び市議会報、市ホームページを活用し、議会日程等を広く市民に周知します。	○	○	○	○	○	○	○	議会事務局
58	＜女性管理職の育成＞ 女性職員の育成・登用の推進に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	人事課
59	＜能力向上、意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進＞ 各種研修の参加を促進し、女性職員の行政能力のさらなる向上に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	人事課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
54	市の審議会等における女性委員比率	30%以上
56	白ばらのつどい参加人数	10%増
57	議会傍聴者人数	10%増

施策の方向② 企業等における女性の参画の促進

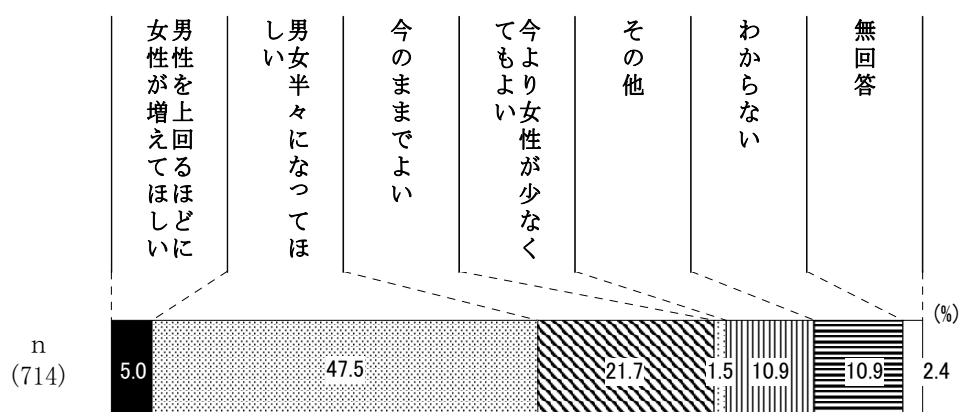
○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
60	＜企業等に対する方針決定への女性の参画の働きかけ＞ 性にとらわれず優秀な人材を登用できる環境づくりについて、商工会議所を通し企業へPRする。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課
61	＜農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ＞ 農業経営等において女性の参画が積極的に行われるよう、組合等に働きかけを行います。	○	○	○	○	○	○	○	農政課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
60	女性の方針参画促進についての企業等への啓発回数	年1回
61	女性の農業経営参画促進についての組合等への啓発回数	年1回

【図9】政策決定の場における女性の参画について



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成18年度)

政策決定の場における女性の参画については、「男女半々になってほしい」(47.5%)が最も多く半数弱となっています。次に多いのが「今のままでよい」の21.7%。「男性を上回るほどに女性が増えてほしい」(5.0%)、「今より女性が少なくてもよい」(1.5%)は1割に満たない状態になっています。

＜「地域ミーティング」での意見から＞

※詳細については、57ページをご覧ください。

- ・県は男女共同参画に貢献している企業に送る賞を作った。企業でも女性を活用していかねばという風潮になってきていると思う。

課題2 まちづくりにおける男女共同参画

豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、地域活動における男女共同参画の促進が大切です。とりわけ、町会やPTA等の地域活動においては、男女双方の能力と熱意を生かし活用することが、地域活動の活性化につながっていきます。

また、近年の災害時の教訓から、防災計画や災害時の体制に女性の視点が欠けているという問題や犯罪等に巻き込まれやすい女性への対策として、女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策を進める必要があります。

施策の方向① 地域活動における男女共同参画の促進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
62	＜父親の参画しやすいPTA活動への働きかけ＞ 平日に参加できない家庭に配慮したPTA活動の日時等の設定について、PTAへの働きかけを行います。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
63	＜町会、自治会活動への男女の共同参画意識の啓発及び意思決定への女性の参画促進＞ 連合町会連絡協議会との連携のもと、町会自治会活動の啓発と男女共同参画意識の高揚に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	まちづくり推進課
64	＜市民活動団体の支援及び市民活動・ボランティア活動の情報提供＞ ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、「ボランティア・市民活動センター」との連携により情報交換・交流等を推進します。	○	○	○	○	○	○	○	市民協働推進課
65	＜ボランティア活動の普及・啓発＞ 公民館利用サークルが、日々の活動成果を地域・社会に還元できるように支援します。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
66	＜ボランティア活動の情報提供＞ 館報等にボランティアに関する情報を掲載します。学習圏会議の活動においてボランティア活動の場を提供します。	○	○	○	○	○	○	○	公民館

◆指標

事業No.	項目	目標数値
64	市民協働インフォメーションルーム利用人数	年間16,000人

施策の方向② 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進

○は実施 △は検討

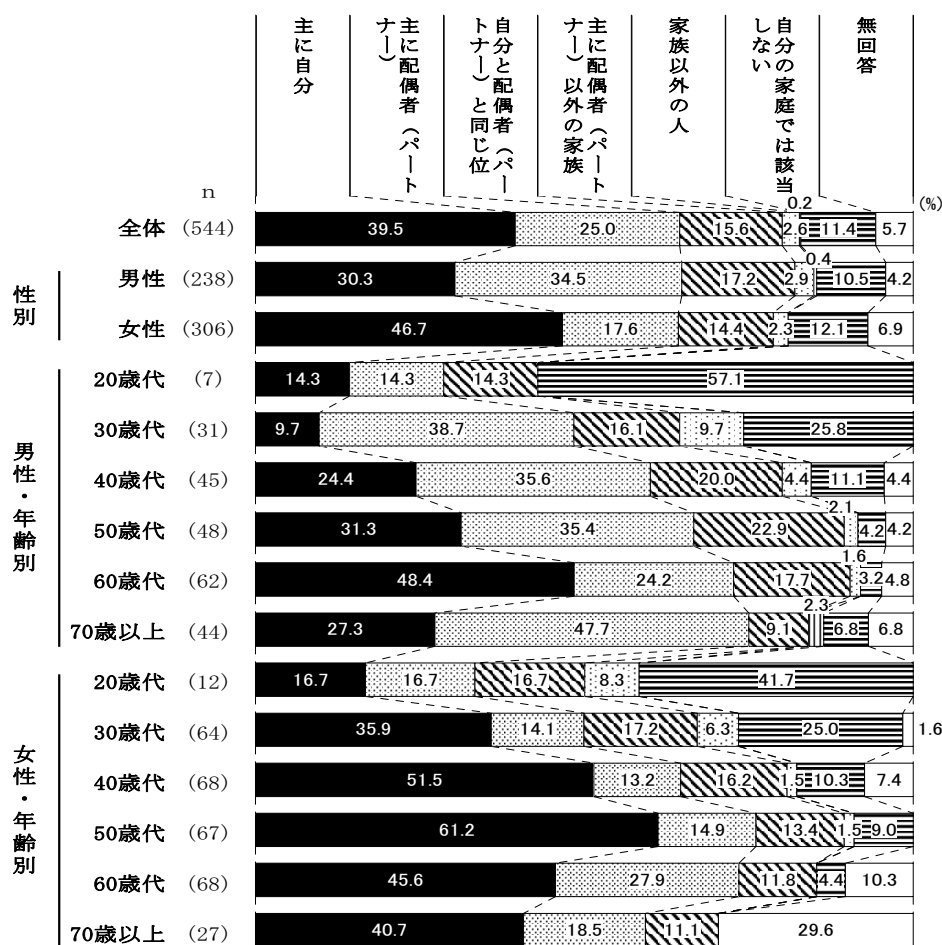
事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
67	＜明るい道路照明等の確保＞ 防犯灯の増設等、犯罪防止と安心して歩ける環境をつくります。	○	○	○	○	○	○	○	道路交通課
68	＜防犯パトロールの強化＞ 犯罪防止のため、防犯パトロールの強化に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	○	安全対策課

69	＜女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備＞ 備蓄されている防災用品において、女性の視点から必要とされる品目について整備されているかを点検し、整備を行います。	○	○	○	○	○	○	○	安全対策課
70	＜女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり＞ 防災計画の策定において、女性の視点を盛り込んだ計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	○	○	○	○	○	○	○	安全対策課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
67	防犯灯の設置件数	5%増

【図10】家庭における役割分担について（町内会など地域活動 性別／性・年齢別）



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成18年度）

性別で見ると、男性は30.3%、女性では46.7%が「主に自分」と回答し、女性のほうが16ポイント程度高くなっています。一方「主に配偶者（パートナー）と同じ位」では男性の割合が高くなっています。性・年齢別で見ると、「主に自分」は男性では60歳代で最も多く半数弱であり、女性では50歳代で6割強となっています。

＜「地域ミーティング」での意見から＞

※詳細については、57ページをご覧ください。

- ・市内各小中学校に「おやじの会」を設置し、地域の安全・消防などに協力する。結果的に保護者会への父親の参加、地域への参加の機会も増えるのではないかと。

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会生活の両立

課題1 働く場における男女平等の推進

「男女雇用機会均等法」等の施行により、女性の働く環境は、徐々に改善されてきてはいますが、賃金における男女間格差や昇進、昇格の不平等など、今もなお男性が優遇されている実態があります。

そこで、働く場において、募集・採用、職種・職域への配置、研修の機会等、男女が均等な機会を与えられ、働く意欲と能力を十分に発揮することができるよう、企業・団体等に対し、男女雇用機会均等法等の普及・啓発を行い、働く場における男女平等を推進する必要があります。また、市民・企業等に対し、ワーク・ライフ・バランス（P14参照）（仕事と生活の調和）の普及・啓発を進め、仕事と仕事以外の生活に配慮した働き方を促進する必要があります。

施策の方向① 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
71	＜市内事業所への男女共同参画表彰制度の周知＞ 千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度について、市内事業所に周知を行います。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
72	＜関係機関と連携した男女雇用機会均等法等の普及・啓発＞ リーフレット等の窓口への備え付け、商工会議所を通じて各企業への普及・啓発を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課
73	＜パートタイム労働法・労働者派遣法の周知＞ リーフレット等の窓口への備え付け、商工会議所を通じて各事業所に対する周知を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
71	事業所に対する千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度についての周知	年1回
72	男女雇用機会均等法等についての市内事業所への情報提供回数	年1回
73	各事業所への啓発回数	年1回

施策の方向② 農業、自営業等における男女のパートナーシップの確立

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
74	＜農業における家族経営協定への締結促進＞ 家族経営が基本となる農業において、家族内の構成員が働きに応じて就業条件を明確化する「家族経営協定」の締結を促進します。	○	○	○	○	○	○	○	農政課
75	＜自営業等における男女の経営参画の啓発＞ 家族経営を基本としている商店等の自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
74	家族経営協定の締結件数	対象世帯の5%
75	自営業者に対する男女の経営参画についての研修、啓発等回数	年1回

施策の方向③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
76	＜市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発＞ 講座の開催等、関係部署との連携により市民への意識啓発に取り組みます。また、庁内におけるワーク・ライフ・バランスを推進するためのプロジェクトを設置します。	△	△	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
77	＜市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発＞ 講座の開催等、関係部署と連携により、事業所への意識啓発に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課
78	＜市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発＞ 市職員への啓発を図ることにより働き方の見直しを行い、働きやすい環境づくりに取り組みます。また、育児・介護にかかる休業等の制度の周知・利用促進に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	人事課
79	＜育児・介護休業制度の普及・啓発＞ リーフレット等の配布により啓発を行います。また、商工会議所へ各事業所に対する指導等を依頼します。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課

◆指標

事業No.	項目	目標数値
76	市民に対する啓発等実施回数	年1回
77	市内事業所に対する啓発等実施回数	年1回
78	市職員に対する啓発等実施回数	年1回

施策の方向④ 女性の再チャレンジ支援

○は実施 △は検討

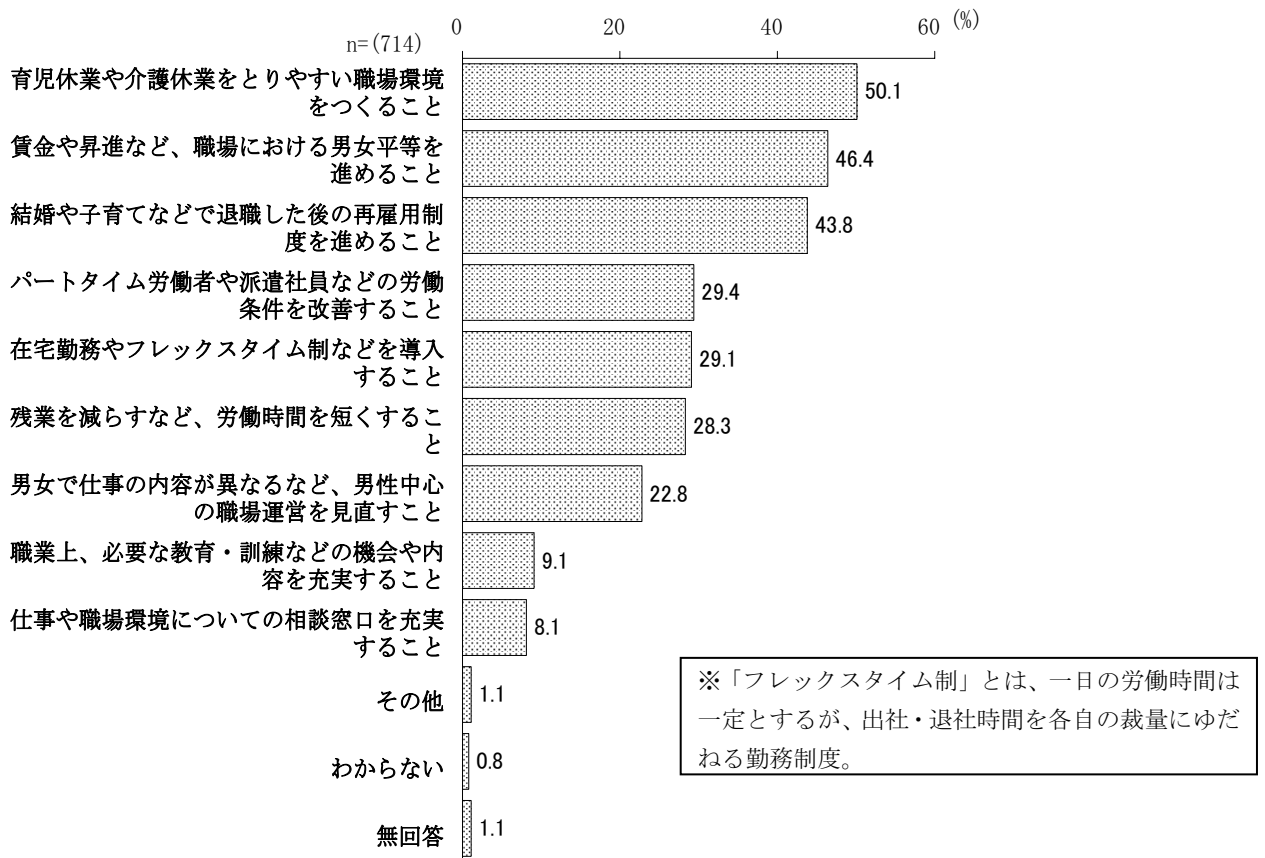
事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
80	＜就労や再就職に関する情報の提供＞ 求人情報サイト「アクティブならしの」を通し、情報提供を行います。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課
81	＜職業能力・技術を習得する学習情報の提供＞ リーフレット等の窓口への備え付け、市広報を通じPRを図ります。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課
82	＜創業・開業に対する支援＞ 市内で創業・開業しようとする市民に対する資金融資等を行います。また、商工会議所が行う「女性創業塾」等を支援します。	○	○	○	○	○	○	○	商工振興課

83	＜再チャレンジ支援講座の実施＞ 結婚・出産等で仕事を離れ、再就職を目指す方を対象に、再チャレンジ支援講座を開催します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
----	--	---	---	---	---	---	---	---	------------

◆指標

事業No.	項目	目標数値
80	「アクティブならしの」による就業件数	年30件
83	再チャレンジ支援講座参加人数	50名以上

【図11】男女がともに働きやすい職場をつくるために大切なこと（複数回答）



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成18年度）

男女がともに働きやすい職場をつくるために大切なことは、「育児休業や介護休業をとりやすい職場環境をつくること」が50.1%で過半数を占めています。続く「賃金や昇進等、職場における男女平等を進めること」（46.4%）と「結婚や子育てなどで退職した後の再雇用制度を進めること」（43.8%）も4割を超え、高くなっています。

＜「地域ミーティング」での意見から＞

※詳細については、57ページをご覧ください。

- ・子どもが病気なので休ませてほしいと上司に言ったら、休まれては困ると言われた。職場の環境づくりは大事だと感じている。
- ・育児休業については、どうしても個人の問題になってしまう。個人に責任を取らせている状況では特に男性の場合は進まない。社会全体で育児休業を取らせていく環境づくりが必要である。

課題2 互いに担い合う家庭・地域生活

固定的な性別役割分担意識（P 3 参照）により、家事・育児・介護・地域活動における役割の多くを女性が担っている現状が見受けられます。

一方、男性においては生活における仕事の比重は依然として高く、家庭や地域との関わりは薄くなっています。

そこで、一人ひとりが自分自身の生き方を選択し、男女が互いに家庭や地域生活を担っていくことができるように、固定的な役割分担意識の見直し、男女共同参画の視点による子育て支援、介護支援の充実を促進する必要があります。

施策の方向① 固定的な性別役割分担意識の見直しの促進

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
84	<男性の家庭参画を促す講座等の実施> 家庭教育領域の学級・講座への男性参加機会を増やすよう、時間や曜日・内容等を検討し、実施します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画 センター 公民館
85	<父と子で参加するプログラムの実施> 土日開催等、日時や内容に配慮した講座企画や家庭教育学級等において、父親の参加できるプログラムを実施します。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
86	<男女が参加できる育児・子育て教室等の開催> 日時等に配慮し、子育て中の男女が学習する講座等を開催します。	○	○	○	○	○	○	○	公民館
87	<男女が参加できる「ママ・パパになるための学級」の開催> 日時等に配慮し、これから親になる男女が学習する「ママ・パパになるための学級」を開催します。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課

施策の方向② 男女共同参画の視点による子育て支援の充実

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
88	<男女が参加できる地域開放の充実> 保育所所庭開放や幼稚園の子育てふれあい広場について、実施内容の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課
89	<時間外保育・産休明け保育の拡充> 保育所における時間外保育および産休明け保育について、実施内容の拡充を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課
90	<一時保育、預かり保育の拡充> 実施箇所の増加、定員増加等、実施内容の拡充を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課
91	<病児・病後児保育の充実> 市内の病児・病後児保育施設の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
92	<ファミリー・サポート・センター事業等の充実> 相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課

93	＜公共施設トイレにおける男女が使用可能なベビーベッド等の設置＞ 市所有の施設内トイレにおいて、男女それぞれのトイレごとにベビーベッドを設置します。	△	△	○	○	○	○	○	○	契約課
94	＜子どもの医療費助成の充実＞ 安心して子育てができる環境づくりとして、子どもの医療費助成の充実を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
95	＜保育所についての情報提供の充実＞ 男女が働きやすい環境づくりのため、保育所の入所に関する情報提供の充実に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	○	こども保育課
96	＜子育て支援拠点での男性の参加促進＞ 子育て支援拠点施設の設置や土、日の開所等により平日利用できない家庭も利用しやすい施設づくりを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
97	＜地域で支える子育ての機運の充実＞ 地域ぐるみの子育て支援体制を確立するため、子育てネットワークの充実を図り、関係機関との連携を強化・推進します。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
98	＜放課後児童会の充実＞ 働く親が安心できるように、1～3学年の全入制及び小学校敷地内開設の維持や施設整備等、放課後児童会の機能充実に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	○	青少年課
99	＜放課後児童会指導員への男女共同参画に関する研修の実施＞ 指導員に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	○	青少年課
100	＜男女共同参画の視点を含めた啓発誌・パンフレット等の発行＞ パンフレット・チラシ等の作成に際し、男女共同参画の視点を含めた紙面づくりを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
101	＜子育て支援相談室の充実＞ 子育てに関する情報の提供を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
102	＜子育て支援拠点における子育て相談の充実＞ こどもセンター、つどいの広場の周知を図り、子育て相談の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
103	＜育児に関する相談及び情報の提供＞ 市内5か所のヘルスステーションにおいて、育児についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション

◆指標

事業No.	項目	目標数値
88	保育所所庭開放利用者数	10%増
	子育てふれあい広場利用者数	20%増
89	産休明け保育実施箇所	5か所
90	一時保育実施箇所数	5か所
92	ファミリー・サポート・センター利用会員数、提供会員数	ともに30%増
93	男女トイレへのベビーチェア等の設置	庁舎内すべて
102	つどいの広場	2か所
	こどもセンター	3か所

施策の方向③ 男女共同参画の視点による介護支援の充実

○は実施 △は検討

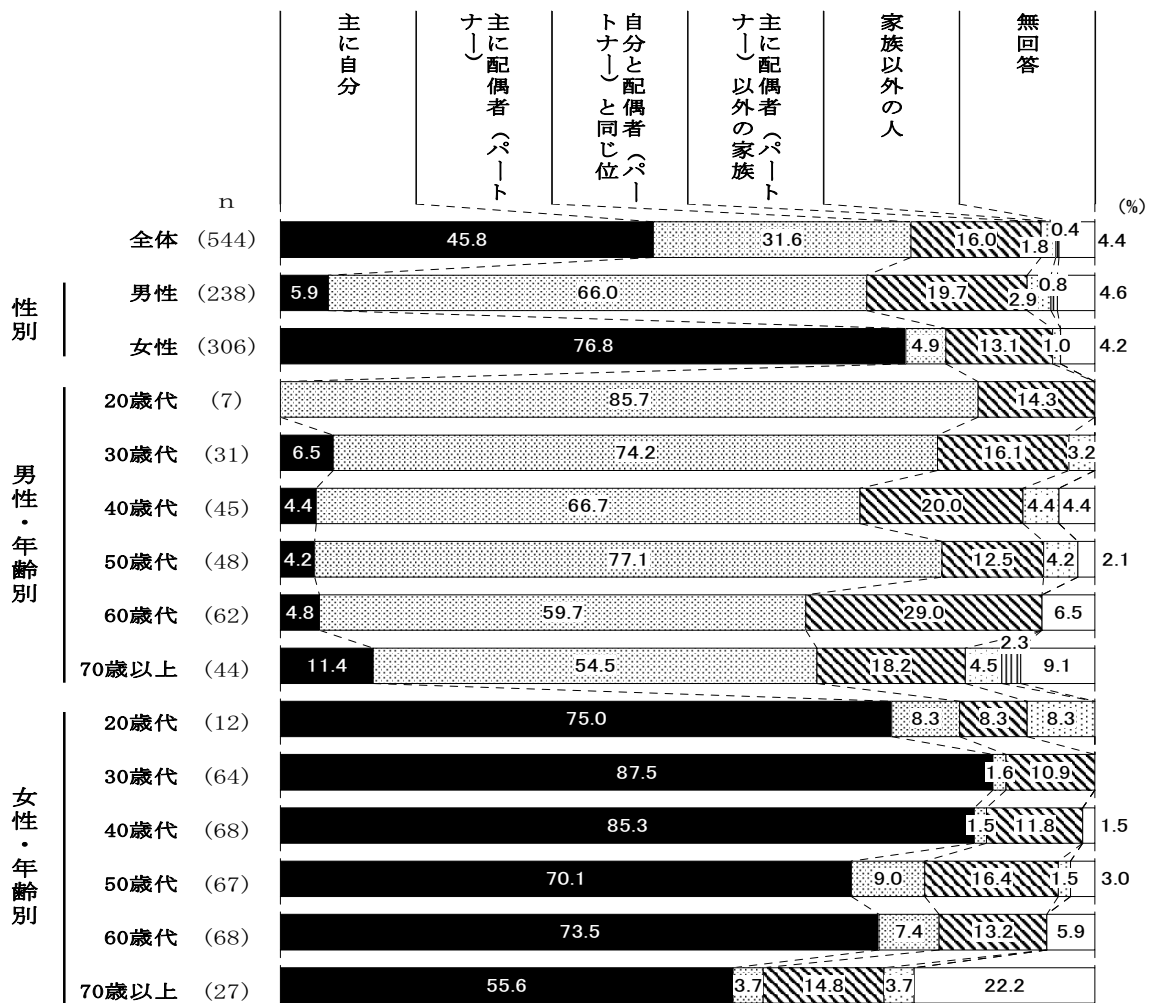
事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
104	<保健福祉サービスの充実、介護予防の推進> 健康診査、健康づくりのための運動や学習機会、仲間作り、ボランティア活動を通して、介護予防の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション
105	<介護保険制度の内容理解に向けた啓発> 被保険者証交付時のリーフレットの送付、制度周知用パンフレット作成と配布、広報への掲載等、制度理解のための啓発を行います。	○	○	○	○	○	○	○	介護保険課
106	<介護者の支援体制の充実> 介護者の個々の状況にあった支援を充実するため、相談体制、情報交換や学習機会（集いの場）を検討します。	△	○	○	○	○	○	○	ヘルスステーション 地域包括支援センター
107	<介護に関する相談及び情報の提供> 市内5か所のヘルスステーション、地域包括支援センターにおいて、介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	○	○	○	○	○	○	○	ヘルスステーション 地域包括支援センター

施策の方向④ ひとり親家庭への支援策の充実

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
108	<ひとり親家庭への情報提供、相談事業の充実> 相談者の生活の安定を図るため、ひとり親家庭自立支援員や児童委員等が連携を図り、相談支援活動を推進していきます。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
109	<ひとり親家庭の生活自立への支援> ひとり親家庭に対しての相談窓口体制の充実を図るため、就労支援を含め、関係機関との連携を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課

【図 1 2】家庭における役割分担について（掃除について 性別／性・年齢別）



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成 18 年度）

性別で見ると、「主に自分」は男性で 5.9%、女性で 76.8%となっています。また、「主に配偶者（パートナー）と同じ位」では男性のほうが女性よりも割合が高くなっています。

性・年齢別で見ると、30～40歳代の女性で「主に自分」が多く 8割を超えています。

＜「地域ミーティング」での意見から＞

※詳細については、57ページをご覧ください。

- ・男性の家事への抵抗感は減ってきていると思う。ただ、やはり忙しい会社では難しいのではないかな。
- ・今の子育て世代である 30代は、企業戦士の父親と専業主婦という家庭で育っている。しかし、今は、経済的にも夫一人では育てられない状況にある。学校、幼稚園などでは、父親と母親が一緒になって参加する会合を増やしてほしい。

課題3 国際的視野に立った男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりは、国際的視野に立って進める必要があります。

本市では、姉妹都市であるタスカルーサ市との交流を促進し、国境を越えた連携と相互協力を努めるとともに、学校における国際理解教育を推進し、さまざまな文化を理解し、男女相互の人権を認め合うことのできる地域社会づくりを進める必要があります。

施策の方向① 国籍にかかわらずともに暮らせる地域づくりの促進

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
110	<学校における国際理解教育の推進> 英語指導助手を招請し、小中学校において英語教育や国際理解教育の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	指導課
111	<男女共同参画に関する印刷物の翻訳化> 男女共同参画センターが発行している印刷物を外国語に翻訳し、だれもが利用しやすいセンターづくりに努めます。	△	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

施策の方向② 国際交流を通じて男女平等意識への理解の促進

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
112	<社会的性別の視点を持ち、国際交流の促進及び国際理解に向けた情報の収集と提供> 姉妹都市との交流を中心に、男女を問わず、社会的性別の視点を持った市民の国際感覚の醸成を促します。	○	○	○	○	○	○	○	まちづくり推進課

基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持

課題 1 性差に配慮した健康の推進

男女が、その健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするためには、性差に配慮した的確な医療・保健体制を推進することが望まれます。このため、健康教育、相談体制の確立とともに、特に女性については、人生の各ステージに対応した適切な健康維持ができるよう対策を進める必要があります。

施策の方向① 健康に関するあらゆる分野の情報提供

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
113	＜年代や個々に応じた健康教育、健康相談の充実＞ 健康教育、健康相談の実施において、年代や個々に応じたきめ細やかな相談の対応に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション
114	＜健診（検診）に対する情報提供及び受けやすい健診（検診）体制の整備＞ 妊婦・乳幼児健診、成人の健康診査（がん検診等）の事業の充実、整備に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション
115	＜性感染症・エイズ予防と喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発＞ 母子保健事業の一環として、対象に合わせた啓発活動を行います。学校においては、教職員への研修、授業の研究を実施し、生徒への適切な指導を行います。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション 指導課

施策の方向② 性差に配慮した医療・保健の促進

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
116	＜性差にかかわる健康教育の実施＞ 性差をテーマとして取り入れた健康教育を行います。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション
117	＜性差医療に関する情報の収集・提供＞ 性差医療（P17参照）、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション

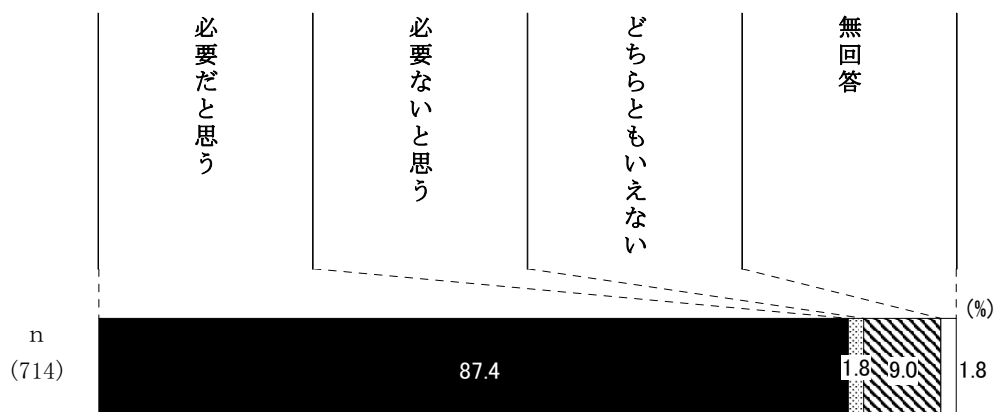
施策の方向③ 安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

○は実施 △は検討

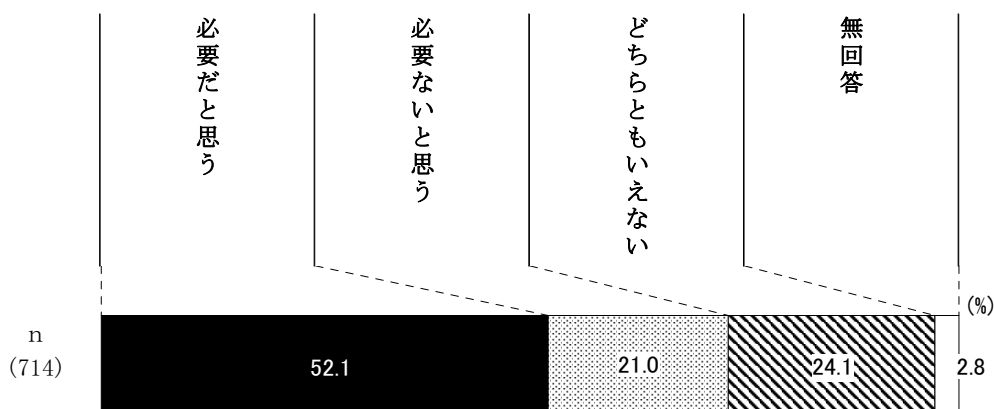
事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
118	＜生と性の健康についての意識の啓発と浸透＞ 各中学校区の実情に合わせ、中学校区地域保健連絡会等において意識啓発と浸透を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション
119	＜妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実＞ 母子健康手帳交付、子育てママ相談、家庭訪問等において、プライバシーに配慮しながら、安心して妊娠・出産等に関する相談ができる相談体制を整備します。	○	○	○	○	○	○	○	健康支援課 ヘルスステーション

【図 1 3】女性専用・男性専用の外来診療について

「女性専用の外来診療」について



「男性専用の外来診療」について



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成 18 年度）

「女性専用の外来診療」についての考えは、8割以上の方が「必要だと思う」（87.4%）と回答しており、「必要ないと思う」は1.8%となっています。「男性専用の外来診療」についての考えは、「必要だと思う」（52.1%）が過半数を占めています。

課題2 高齢者・障害者の男女共同参画の推進

高齢者や障害のある人が、生き生きと生活をしていくためには、高齢者・障害者の男女共同参画の推進が望まれます。このため、高齢者への生きがいに向けた学習機会の提供や障害のある人への社会参加や参画、職業訓練の充実等を進める必要があります。

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活の充実

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
120	<高齢者への生きがいに向けた学習機会・情報の提供> 千葉県生涯大学校の案内等、高齢者対象の学習機会等の情報を広く提供します。また、公民館活動において、高齢者を対象とした講座を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	高齢社会対策課 公民館
121	<高齢者のスポーツ・レクリエーション活動における男女共同参画の促進> 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動において、男女がともに参画できる環境づくりへの支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	高齢社会対策課
122	<老人クラブ等の活動における男女共同参画の促進> 老人クラブ等の高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	○	○	○	○	○	○	○	高齢社会対策課

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った障害者福祉の充実

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
123	<障害のある人への社会参加や参画・職業訓練の充実> 男女を問わず活用できる社会参加や参画、職場訓練等の場を整備していきます。	○	○	○	○	○	○	○	障害福祉課
124	<障害のある人への相談、情報提供の充実> ヘルスステーションへのケースワーカーの派遣、視覚障害者へ音声の広報提供、地域自立支援協議会の新設等、障害者の要望・相談に応えられる環境の整備を行います。	○	○	○	○	○	○	○	障害福祉課
125	<障害のある人へのスポーツ・レクリエーション活動における男女共同参画の促進> 障害者のスポーツ・レクリエーション活動において、男女が共同参画できる環境づくりへの支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	障害福祉課

基本目標Ⅴ 計画の推進

課題1 市民と行政のパートナーシップ

計画の推進は、行政のみで実現するものではありません。市民一人ひとりを始め、各企業・団体の計画に対する理解と積極的な参加によって成り立つものです。計画を効果的に進めるために、市民と行政との情報交換の推進や市民との協働事業を充実させる必要があります。

施策の方向① 市民と行政との情報交換の推進

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
126	＜登録団体情報交換会の実施＞ 男女共同参画センター登録団体の情報交換会を開催し、団体間の連携を推進します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
127	＜登録団体間におけるネットワークの構築＞ 男女共同参画センター登録団体によるネットワーク会議の実施等について支援します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

施策の方向② 市民との協働事業の充実

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
128	＜企画提案型の市民企画講座の実施＞ 公募により講座の企画を募り、講座を開催します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
129	＜登録団体との協働によるイベントの実施＞ 男女共同参画センターの登録団体との協働によるイベントの企画、実施、また登録団体主催行事を後援等により支援します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
130	＜市民参画による情報紙の企画・編集＞ 情報紙「きらきら」を公募による編集委員との協働による企画・編集により発行します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

＜「地域ミーティング」での意見から＞ ※詳細については、57ページをご覧ください。
・今回のように市民が意見を言う場が少ないので、そのような場を作ってほしい。

課題2 計画推進体制の強化

計画を実現するための課題は、非常に幅広く、市だけの取り組みだけでは解決が難しい場合があります。そこで、市としての取り組みだけでなく、国、県、近隣市町村等の連携を密にし、協力し合い問題解決にあたります。

また、男女共同参画社会づくりの拠点として位置づけている男女共同参画センターの機能の充実を図り、男女共同参画センター利用者や登録団体等の活動支援に努める必要があります。

施策の方向① 習志野市男女共同参画審議会の充実

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
131	＜部会の設置および開催回数の拡充＞ 部会の設置や開催回数の増加等により、男女共同参画審議会を充実します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

施策の方向② 男女共同参画センターの機能充実

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
132	＜パソコンの増設、研修室・交流コーナーの充実等＞ 市民がより利用しやすい施設とするため、図書情報コーナー設置の市民閲覧用パソコンの増設や、研修室・交流コーナーの充実等を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
133	＜女性の生き方相談における夜間相談の実施＞ 働いている方が利用しやすい相談事業とするため、夜間相談を検討します。	△	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
134	＜男性相談についての事業化の検討＞ 男性相談の必要性について需要が高まりつつあるため、実施について検討します。	△	△	△	○	○	○	○	男女共同参画センター
135	＜配偶者暴力相談支援センターとしての機能充実についての研究＞ DV防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務になったことから、相談体制等の機能充実について研究を行います。	△	△	△	○	○	○	○	男女共同参画センター

◆指標

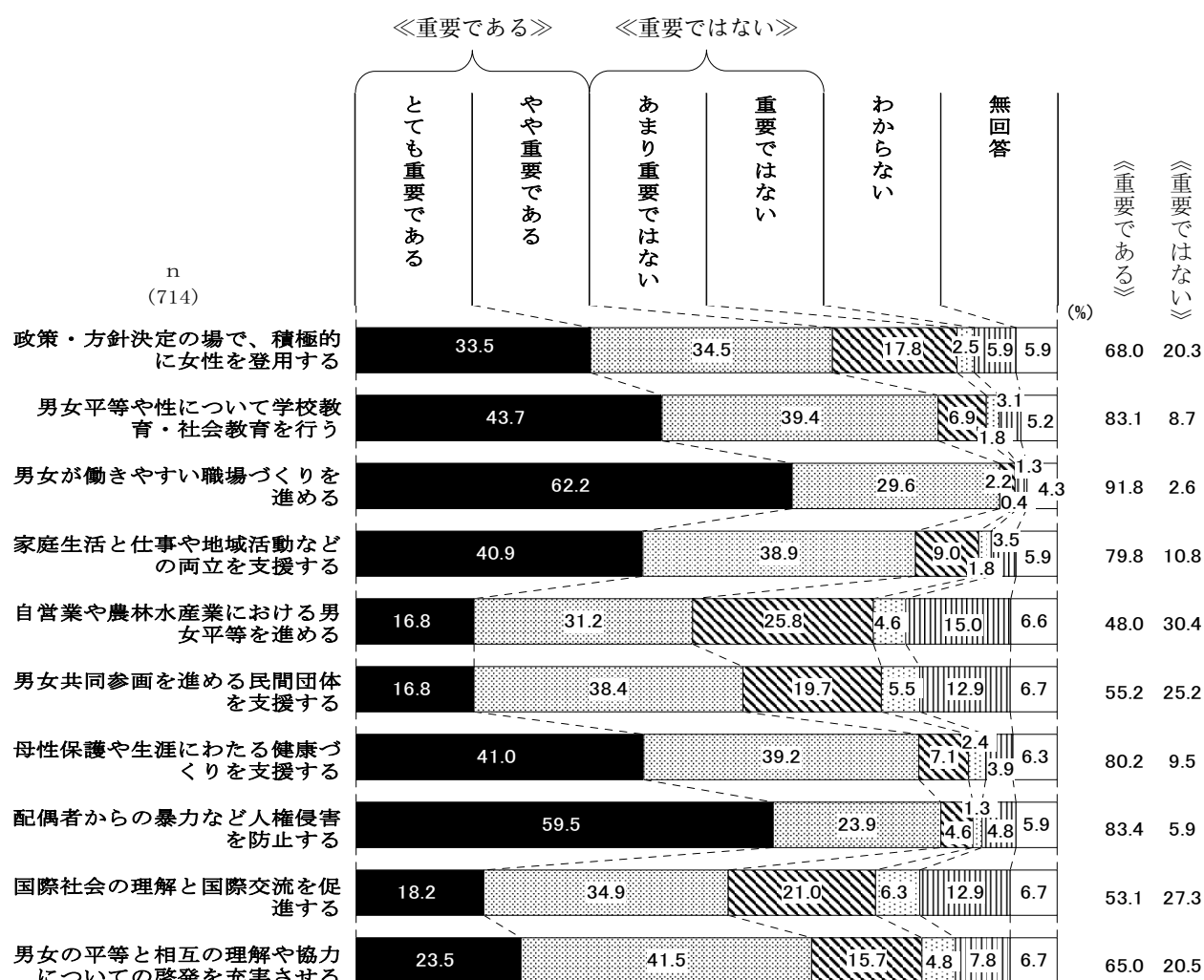
事業No.	項目	目標数値
132	男女共同参画センター利用者数	年間 18,000人

施策の方向③ 国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化

○は実施 △は検討

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
136	<国・県との連携・協力体制の充実> 国・県との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
137	<国・県への働きかけ> 国や県に対し、男女共同参画施策の推進について要望します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
138	<近隣市との情報交換> ちば男女共同参画行政担当者連絡会議等において、近隣市との連絡を密にし、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

【図 1 4】男女共同参画社会の実現における市の役割や業務の重要度（複数回答）



(注) 《重要である》 = 「とても重要である」 + 「やや重要である」
 《重要ではない》 = 「重要ではない」 + 「あまり重要ではない」

習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成 18 年度)

男女共同参画社会の実現における市の役割や業務の重要度では、<男女が働きやすい職場づくりを進める>で「とても重要である」と「やや重要である」を合わせた《重要》が 91.8%と 9 割を超えて最も高くなっています。また、<配偶者からの暴力など人権侵害を防止する> (83.4%) と<男女平等や性について学校教育・社会教育を行う> (83.1%)、<母性保護や生涯にわたる健康づくりを支援する> (80.2%) でも 8 割を超えて高くなっています。

課題3 計画の進行管理

計画にかかわる諸事業の確実な実行のために、男女共同参画基本計画の進行管理を行うとともに、推進状況について公表します。

また、男女共同参画基本計画に基づく評価組織を設置し、計画体制を確立するとともに、施策について評価を行います。

施策の方向① 計画の周知、公表

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
139	<男女共同参画基本計画の進行管理及び公表> 男女共同参画推進条例第10条に基づき、男女共同参画基本計画の進捗状況について、毎年公表します。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
140	<市民への男女共同参画基本計画の周知・啓発> 基本計画施行を記念した講演会の開催の他、市民カレッジや出前講座等で計画の周知・啓発を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

◆指標

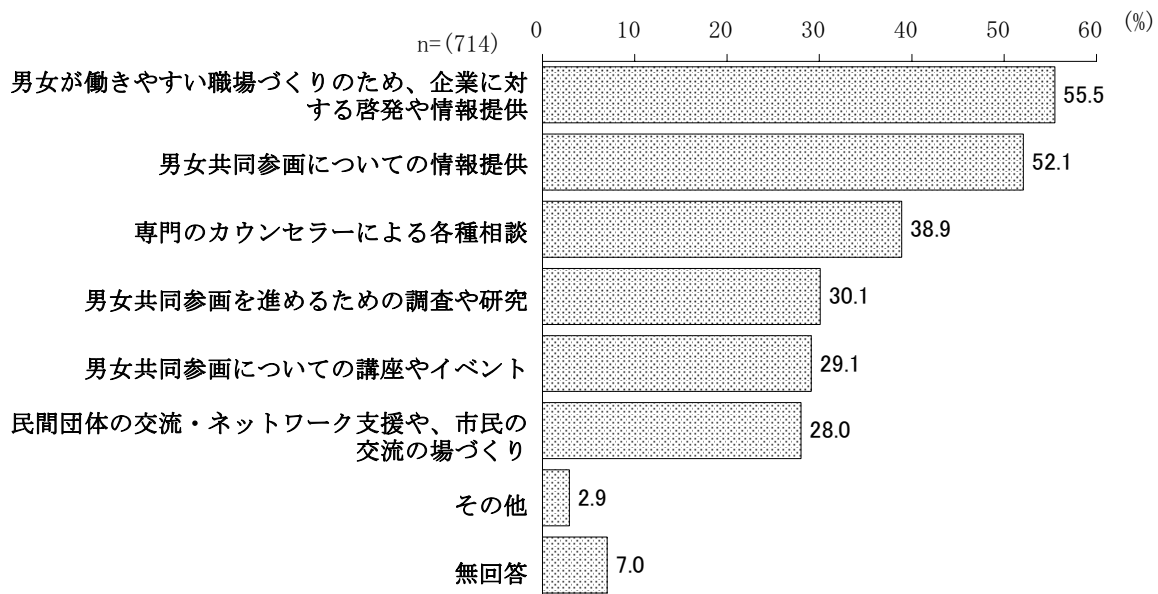
事業No.	項目	目標数値
140	計画周知についての啓発等提供回数	年2回

施策の方向② 指標に基づく施策評価の実施

○は実施 △は検討

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度							担当課
		20	21	22	23	24	25	26	
141	<男女共同参画基本計画評価組織の設置> 男女共同参画基本計画評価組織設置により、評価体制を確立し、男女共同参画推進施策の評価を行います。	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

【図 1 5】習志野市男女共同参画センターに期待すること（複数回答）



習志野市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（平成 18 年度）

習志野市男女共同参画センターに期待することは、半数以上の方が「男女が働きやすい職場づくりのため、企業に対する啓発や情報提供」（55.5%）と「男女共同参画についての情報提供」（52.1%）を回答しています。

<「地域ミーティング」での意見から>

※詳細については、57ページをご覧ください。

- ・中小企業の経営者はワーク・ライフ・バランスに総論賛成だが、やっていけるか不安がある。メリットが見える形で出てこないとな納得してくれない。県ではメリットがあった企業をホームページで取り上げている。県レベルから市町村レベルに進めたい。
- ・企業はイメージが大事である。ワーク・ライフ・バランス推進企業として表彰制度などを設けることは有効である。
- ・市民に対しての PR 方法を工夫する。家庭内でワーク・ライフ・バランスが盛り込まれたドラマなどメディア戦略があっても良いと思う。